

全日本運輸産業労働組合連合会北海道地方連合会 執行委員長 森下 和彦
から、令和5年（2023年）10月2日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係
調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和5年（2023年）10月2日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 暖房手当の要求貫徹
- 2 日 時 2023年10月13日以降本件解決まで
- 3 場 所 全日本運輸産業労働組合連合会北海道地方連合会加盟の組合が
従事する各職場
- 4 概 要 前記の各職場において、ストライキを含む一切の争議行為の一
部、または全部を単独もしくは併用して実施する。